



長野県企業局文書取扱規程の一部を改正する管理規程を次のように制定する。

平成14年8月5日

長野県公営企業管理者 古林弘充

○長野県公営企業管理規程第7号

長野県企業局文書取扱規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局文書取扱規程（昭和36年長野県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (11) 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
 - イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
- (12) 総合行政ネットワーク文書 総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより受信又は送信される電磁的記録をいう。

第4条第3項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 総合行政ネットワーク文書の受信及び送信並びに電子署名の付与に関すること。
- 第20条の2を第20条の3とし、第20条の次に次の1条を加える。

(電子署名)

第20条の2 施行する総合行政ネットワーク文書には、電子署名を付与しなければならない。

2 電子署名の付与の手續その他電子署名に関し必要な事項は、別に定める。

第50条中「の文書」を「の文書等」に改める。

様式第6号の2中「(第15条、第20条の2関係)」を「(第15条、第20条の3関係)」

に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

総 務 課